

出会いの杜公園（春季）新規イベント創出業務仕様書

1 業務名

出会いの杜公園（春季）新規イベント創出業務

2 業務場所

出会いの杜公園（岡崎市柱町地内）

3 業務期間

契約日から令和8年7月31日まで

4 目的

岡崎市では、岡崎市シビックコア地区整備事業など、多くの人が行き交う岡崎駅周辺の賑わい創出に向けた取り組みを行ってきた。これをさらに推進するため、賑わい創出の拠点の1つとして整備した出会いの杜公園を活かして、今後継続することが可能なイベントを創り出すことで、賑わいをもたらし、将来を見据えたエリア全体の活性化に寄与することを目的とする。

5 業務内容

(1) イベントの検討

持続可能なイベントについて検討すること。

具体的な時期は5月31日までの期間で実施とする。日数は問わない。

また、「出会いの杜公園利用ガイドブック」を遵守すること。

都市公園内行為許可申請書及び有料公園施設利用許可申請書の提出は不要である。

出会いの杜公園内にある電源設備は使用可能とする。

(2) イベントの手配

出店者手配、各種什器類などの手配等を実施すること。

(3) イベントの実施

実施計画書に基づき、市と十分に協議のうえイベントを実施すること。

(4) 関係団体との連携

必要に応じて岡崎駅周辺の活動団体、拠点事業者及び公園利用団体と調整、連携を図り、岡崎駅周辺エリア一体で賑わいを創出できるよう努める

(5) 広報・宣伝等

イベントにおける広報宣伝について実施すること。

(6) 継続的なイベントの実施検討

民間主体の事業として継続的なイベントの実施を見据えたスキームを検討すること。

なお、企業等からの協賛を募集することも可とする。

(7) 保険の加入について

本業務で想定される事故や災害に備えて必要な保険に加入すること。

(8) 報告書の作成

イベント実施後、来場者数などをまとめた報告書を作成し、提出すること。

6 その他一般事項

- (1) 受託者は、常に公共事業であることを十分認識、自覚し、厳正かつ公平に業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た内容等を他人に漏らしてはならない。
- (3) 業務従事者の身元責任は、一切受託者の責任とする。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって市または第三者に損害を及ぼしたときは、その責任を負うものとする。
- (5) 作業にあたっては、公園来園者及び駅利用者に注意を払い、安全対策に万全を期すこと。
- (6) 受託者は、本業務の運営にあたり市内事業者を出来る限り採用すること。

7 成果品

以下の成果物を提出すること。

- (1) 報告書 1式
- (2) 上記報告書の電子データ (PDF 形式及び word 形式または Excel 形式)
- (3) 記録写真の電子データ

8 予算が不成立となった場合

岡崎市議会令和8年3月定例会において、予算が不成立となった場合は、本事業を中止及び無効とする。

9 その他

- (1) 地震、大雨その他自然災害等、受託者の責めに帰すことができない理由により、市が実施の中止を指示した場合においては、市と受託者の協議の上、費用を決定し、市が負担するものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項であっても、法令により義務付けられて

いる事項及びその他の事項についても本業務履行上当然、必要な事項については、業務の範囲に含まれるものとする。

なお、本業務履行にあたり疑義が生じた場合には、市及び受託者で協議をして定めるものとする。

- (3) 市は、本業務に係る入札又は随意契約において、落札率（予定価格に対する落札価格の割合）が 70%未満であった場合、受託者に人件費を含めた詳細な内訳書の提出を求めることができるものとする。受託者は、市に内訳書の提出を求められた場合、速やかに提出しなければならない。